

## 業務委託契約書（案）

1. 業 務 名 大和高田市役所庁舎設備運転管理業務委託
2. 建築物の所在地 大和高田市大字大中 9 8 番地 4
3. 履 行 期 間 自 令和 8 年 7 月 1 日  
至 令和 1 1 年 6 月 3 0 日
4. 契 約 金 額 金〇〇〇〇円（消費税等別途加算）
5. 契 約 保 証 金 免 除
6. 契 約 締 結 日 令和 8 年 月 日

発注者 大和高田市大字大中 9 8 番地 4  
大和高田市  
大和高田市長 堀 内 大 造

受注者

上記の委託業務について、発注者である大和高田市（以下「甲」という。）と、受注者である（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約を証するとして本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

## 約 款

### (総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、業務仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

### (業務内容)

第2条 本業務の内容は、大和高田市役所庁舎設備運転管理業務委託仕様書に記載された業務内容を遂行するものとする。

### (契約の目的)

第3条 本業務は、次の各号に掲げる事項を誠実に履行することを目的とする。

- (1) 本業務は、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）化された本市庁舎を最新設備の活用と民間事業者が提案する運用マネジメントによりエネルギー消費量の削減を図り、効率的な設備運転を行うとともに、それに関わる建築物及び設備機器の保守管理・法定点検を実施することで、建築物・建築設備を適切に運用、保全することを目的とする。
- (2) 大和高田市庁舎管理規則（昭和40年8月2日規則第11号）に基づく施設管理を円滑に行う。
- (3) 大和高田市庁舎消防計画及び防災計画における避難誘導等の一員として、緊急時及び訓練時の業務に携わる。

### (契約金額)

第4条 本契約に基づく契約金額は、頭書記載の金額とする。

2 前項の契約金額の各年度及び1か月当たりの金額は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度（9か月） 金 〇〇〇〇円（消費税等別途加算）
- (2) 令和9年度（12か月） 金 〇〇〇〇円（消費税等別途加算）
- (3) 令和10年度（12か月） 金 〇〇〇〇円（消費税等別途加算）
- (4) 令和11年度（3か月） 金 〇〇〇〇円（消費税等別途加算）

3 消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出し、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

### (業務完了の検了)

第5条 乙は、毎月、甲により業務完了の検了を受けるものとする。

2 前項の規定による検了の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の

期間を定めて完全な履行若しくは履行に代わる損害の賠償又は履行及び損害の賠償を請求することができる。

(契約代金の支払)

第6条 乙は、毎月、前条の検了に合格したときは、第4条第2項各号に定める月額を甲の指定する方法により請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受け、適法と認めるときは、請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第7条 一般経済事情の変動により器具、材料、人件費等に増減を生じても業務内容及び契約金額の変更はしない。ただし、予期することができない情勢の激変等により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、甲乙協議し、業務内容及び契約金額を変更することができる。

2 甲の注文により乙が業務仕様書に定めた以外の業務を行った場合、乙は、第6条に準じ、別途請求するものとする

(業務計画書)

第8条 乙は、業務仕様書に従い、年度ごとにそれぞれの業務の実施に先立って「業務計画書」を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第10条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。次項において同じ。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項を除く業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下本条において「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定は、甲が業務仕様書において指定した軽微な部分を再委託しようとするときには適用しない。

4 乙は、第2項前段の承諾を得た場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため

必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(使用人に関する乙の責任)

第11条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

3 乙は、第2項の使用人以外の使用人についても、甲からの請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

(施設管理担当者)

第12条 甲は、この契約の履行に関して次項に規定する施設管理担当者を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

2 施設管理担当者は、この約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この約款及び業務仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

第13条 乙は、業務を実施するにあたり業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、これらを変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求又は受領及び業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除くこの契約に基づく一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第14条 甲は、乙が業務に着手した後に、乙の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務の報告等)

第15条 乙は、仕様書に従い、甲に対して「業務報告書」を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

第16条 甲は、業務の実施につき必要があると認めるときは、乙に対して、控室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。

2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第17条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して建築物の保全にあたるものとする。

(臨機の措置)

第18条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は、事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急等のやむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、その措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとったときは、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(損失負担)

第19条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の

責任において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責めを負わない。

(甲の契約解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく本契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 第23条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

#### (違約金)

第21条 前条の規定により本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。この場合における契約金額とは、契約を解除した日の属する年度の契約額とする。

#### (乙の契約解除権)

第22条 乙は、次の各号いずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲が第25条の規定に違反したとき。

(2) 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

2 第20条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (解除に伴う措置)

第23条 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第20条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において

同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることでできず、また、甲の処分若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

#### (秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

#### (談合等による解除)

第25条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)

(2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

#### (賠償金)

第26条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

#### (紛争の解決)

第27条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙に不服があるとき、その他契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又

は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争については民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（補則）

第28条 この約款に定めのない事項については、大和高田市契約規則及びその他市が定める規程に従うものとし、必要に応じて甲乙協議して定める。